



# JAL不当解雇撤回ニュース

No425号 2015.02.02  
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局  
連絡先: 航空労組連絡会事務局  
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4  
フェニックスビル内  
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819  
<http://www.jalkaikotekkai.com>

1月28日 809号法廷  
中垣内裁判長

## もう一つの、解雇撤回訴訟

# 大阪地裁 「解雇無効」の勝利判決

2015年1月28日、大阪地裁は、JALを解雇された客室乗務員のAさんの訴えを認め、解雇を無効とし未払い賃金の支払いを命じました。この勝訴は、国内では初の判断であります。2012年12月に台湾台北地方裁判所が台北のJALにおいて行われた客室乗務員の整理解雇を無効とする判断に続く勝利です。

### 「JAL 解雇無効」の判決

更生手続き中であった日本航空から整理解雇された客室乗務員のAさんが解雇無効などを求めた訴訟の判決が、2015年1月28日に大阪地裁でありました。中垣内（なかがいと）健治



裁判長は、解雇を無効とし、解雇翌月からの未払い賃金を支払うように命じました。

国内で日本航空の整理解雇が無効と判断されたのは、初めてのことです。この裁判は、JAL 不当解雇撤回裁判原告団の争議とは別に進められておりました。内容等につきましては、弁護団をとおして報告がなされ、書面の提供も行ないながら支援をしていました。

### 満席の法廷で「解雇は無効！」

大阪地裁809号法廷はほぼ満席となりました。裁判長から主文が読み上げられ、解雇無効と言い渡されると、支援者たちからは喜びのどよめきが起きました。一方で、JAL側の被告席に



いた1人の代理人と8人の会社職員らは、無然とした表情で退廷していきました。

### 報告集会で勝利判決を報告

第5大阪弁護士ビル内で開かれた報告集会では、支援者の方々から勝利を喜び合うたくさんの意見が出され、会社に控訴させない運動も必要との声も出されました。今後、判決内容については、弁護団から詳細な分析がなされます。

集会の最後に、弁護団からAさんに勝利の花束が贈呈されると、会場は再び大きな拍手と喜びで包まれました。

### JALは不当解雇を撤回せよ！

Aさんは、2010年大晦日に整理解雇された165人のひとりです。私たちJAL原告団とは別の訴訟ですが解雇無効の判決を勝ち取ったことは、大変大きな意義をもつものといえます。日本航空は、この判決を厳粛に受け止め、受け入れなければなりません。

現実に職場ではパイロットと客室乗務員が不足し、定期便を維持することがいずれ困難な状況となることは火を見るより明らかになっています。

安全で明るい職場が無くてはならない日本航空には、一日も早い自主解決が求められています。なによりも、利用者の方々ができる最大のサービスであるからです。